

社会医療法人 貞仁会 新札幌ひばりが丘訪問リハビリステーション
指定訪問・介護予防訪問リハビリステーション事業重要事項説明書

1 当事業所の概要

1) 事業者

法人名	社会医療法人 貞仁会
所在地	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番1号
連絡先	011-894-7070
代表者	高橋 大賀
設立年月日	昭和 63年 9月 5日
指定年月日・指定番号	平成 1年 6月 14日 事業所番号 0316676

2) 事業所の概要

事業所名	新札幌ひばりが丘訪問リハビリステーション
所在地	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番40号 社会医療法人 貞仁会 ウェルケアセンター内
連絡先	011-894-7075 (直通) 011-894-7070 (呼: リハビリ)
管理者名	中野渡 靖
サービス種類	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
指定年月日・指定番号	平成 31年 1月 1日 事業所番号 0170513568
サービス提供地域	厚別区全域ならびに白石区、清田区、江別市、北広島市の 一部地域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3) 営業時間

平日	午前8：45 ～ 午後17：15
定休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始ならびに事業所が定めた日

4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	
管理者	理学療法士	1人	人	院内業務と兼務
事業所医師	医師	2人以上	人	院内業務と兼務
リハビリ職員	理学療法士	10人以上	人	院内業務と兼務
	作業聴覚士	1人以上	人	院内業務と兼務
	言語聴覚士	1人以上	人	院内業務と兼務

5) 事業の目的ならびに方針

病院のリハビリ職員が、計画的な医学管理を行っている医師や事業所医師の指示に基づき、要介護状態にある者の自宅や施設等の居住場所を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立度の向上や社会参加支援を進めるべく、必要なリハビリテーションを行う事を目的とする。また、事業の実施に当たり、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：011-894-7075(直通) 011-894-7070 (呼：リハビリ)

FAX：011-894-7056

担当部署：新札幌ひばりが丘訪問リハビリステーション

担当者：中野渡 靖 (なかのわたり やすし)：不在時には代行者が対応します

受付時間：午前8：45～午後17：15

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております

(各市区町村窓口については、本資料の末尾をご参照ください)

※当日のキャンセル連絡の場合は受付時間前の連絡でも受付けております

3 サービス内容

(1) リハビリ職員が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様により自立した日常生活を営むことができるように、日常生活の維持向上や趣味活動の実施、社会参加を目指し、支援をしていきます。

- 1) 機能訓練
- 2) 日常生活動作訓練
- 3) ご家族への介護指導
- 4) 自主運動の指導
- 5) 生活環境設定
- 6) 福祉用具の選定
- 7) 再発予防に向けた訓練
- 8) 摂食嚥下に関わる訓練
- 9) その他、医師の指示により必要な訓練

4 担当者の配置について

当事業所では、利用者様のサービス提供に対して、多方向の視点から利用者様の状態を把握しサービスの質を向上させる事を目的とする為に、利用者様に対し、複数名のスタッフでサービス提供を行う体制を取っております。

従って、サービス提供前や提供中において、担当者指定のご希望には添えかねますので、

ご理解の程をお願い致します。

5 利用料金

1) 費用

負担額は1～3割となり、料金表に記載されている料金が実際の負担額となります。

2) 利用料金などのお支払い方法

原則、振替収納・現金収納となります。

毎月月末締めとし、15日頃までに当月分の料金を請求いたしますので、あらかじめ指定した方法でお支払いください。

3) 料金表

※1 単位=10.17 円 (札幌市)

原則1～3割負担

項目	単位	料金 (1割負担の場合)
訪問リハビリテーション費【要介護】	308単位/20分	313円
予防訪問リハビリテーション費 【要支援】	298単位/20分	303円
サービス提供体制強化加算 I	6単位/20分	60円
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	203円
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	240単位/日	244円
リハビリマネジメント加算	483単位/月	490円
退院時共同指導加算	600単位/ 退院につき1回まで	610円

※1ヶ月の利用料のおおよその目安

【 単位 × 10.17 円 × (1単位あたり) (負担額割合) = 合計 _____ 円】

4) その他の費用、貸与

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気などの費用は、ご利用者様の負担になります。

また、感染防止対策の一環として、リハビリ実施前・実施後に手指消毒を実施させていただきます。その際は、ご自宅の洗面所等を利用して貰う事があります。

5) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

例) 駐車場代金、タクシーや公共機関での移動となった際の交通費等

6) キャンセル料

①ご利用開始時間前までに、ご連絡いただいた場合 :	無料
②ご連絡なくキャンセルをした場合 :	1000円

※キャンセル料が発生する為、キャンセルの際は、必ず事業所までご連絡ください。

※連絡先 011-894-7075 (直通)

011-894-7070 (呼:リハビリ)

6 緊急時の対応

当事業者におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかにご利用者様の主治医・救急隊・緊急時連絡先(ご家族等)・居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

7 個人情報の取り扱いについて

事業所及び事業所職員は、利用者様へのサービス提供にあたり知りえた利用者様並びに契約代行者様に関する秘密、個人情報については利用者様または第三社の生命、身体等に危険がある場合などを除き、契約中及び契約終了後も漏らすことはありません。

但し、サービスが円滑に提供されるために実施されるために必要な会議や医療カンファレンス、介護支援専門員や医師との連絡・調整で必要とされる場合、学会・研究・学生実習で必要とされる場合、関係行政機関や行政から委託を受けた機関からの情報開示を求められた場合に、利用者様並びにご家族様の情報を使用する事があります。

8 事故・災害や感染症発生時の対応

事故・災害や感染症等発生時にも事業の継続をはかる事に努めておりますが、状況により日程・回数調整や休止対応をお願いする場合があります。

また、サービス中に事故・災害などが生じた際は、安全確保を第一としサービスを中止し対応を致します。

9 虐待防止への取組について

利用者の人格を尊重したサービス実施を行うとともに、利用者への虐待が推定される場合には関係法令に基づき虐待防止に必要な措置を講じる場合があります。

10 サービスに関する留意事項

1) 契約の解約

ご契約者は、不服な場合この契約を解約する事ができます。

2) サービス提供記録の開示

事業者は、利用者様またはご家族様が記録の開示を求められた場合、いつでも利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。

3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有

無

4) 事故やトラブルを防ぐために次の事項にご留意下さい

- ①金銭の管理や貸借等、金銭の取扱いは致しません。
- ②飲食でのもてなしや金品等の贈り物はお断りしております。
- ③サービス提供中のペット類は、リードやゲージなどを使用し安全な場所で管理する様、お願い致します。なお、万が一、噛みつく等の事故が起きた際は、治療費の請求をお願いする場合がございます。

※公的機関の苦情申し出窓口

<p>市町村介護保険相談窓口</p> <p>厚別区役所</p> <p>白石区役所</p> <p>清田区役所</p> <p>江別市役所</p>	<p>札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2</p> <p>電話番号：011-895-2400</p> <p>札幌市白石区南郷通1丁目南8-1</p> <p>電話番号：011-864-2400</p> <p>札幌市清田区平岡1条1丁目2-1</p> <p>電話番号：011-889-2400</p> <p>江別市高砂町6番地</p> <p>電話番号：011-382-4141</p>
<p>国民健康保険団体連合会</p>	<p>札幌市中央区南2条西14丁目</p> <p>電話番号：011-231-5161</p>
<p>札幌市役所 介護保険課（事業指導係）</p>	<p>札幌市中央区北1条西2丁目</p> <p>札幌市役所本庁舎3階北側</p> <p>電話番号：011-211-2972</p>